

市民法の生成と解体 (完)

宮川澄

はしがき

- 一 封建法の構造とその社会的役割(一一卷二号)
 - 二 封建法の物質的基礎の変移
 - 三 市民法思想の形成(以上一一卷三号)
 - 四 市民法の構造と理念(一二卷二号)
 - 五 市民法の社会的役割
 - 六 市民法の物質的基礎の変移(以上一二卷三号)
 - 七 市民法の分解と社会法の成立(以下本号)
- (1) 市民法の分解
 - (2) 社会法の成立
- むすび

七 市民法の分解と社会法の成立

われわれは前項において資本主義社会が生産の社会性と生産手段にたいする私的(資本主義的)所有とのあいだの内的矛盾によつて、どのように産業資本主義から独占資本主義へと発展していつたかを、道すじをたどつて考察して

市民法の生成と解体

きた。われわれがそうした考察をなしてきたのは、それが市民法の必然的な発展とその運命を決定するところの、経済的土台を形成しているからにはかならない。それらの考察によつて、われわれは市民法自体がどのように資本主義社会の経済的土台によつて規制され、関連づけられているか。またどのように両者は結びつけられているかを理解する基礎を獲得しようとしたからにはかならない。われわれは市民法と資本主義社会の経済的土台との関連性・結びつきを単純化し、つぎのように要約することができると思う。ここでわれわれがそれを単純化するのは、『市民法の生成と解体』という、この論稿の立脚している一つの仮説を、現実の經驗的諸事実にもとずいて実証しようとすることに、力点がおかれているからである。資本主義社会における物質的基礎、つまり資本主義社会自体のもつ社会・経済的諸条件は、そのもつ内的矛盾に導かれて、つねに変移している。この変移が具体的に展開し、現実に行進していく諸過程に応じて、われわれの研究課題をなしている市民法も変質せざるをえない。もしも市民法が固定的なものであり、しかも市民法をそのように理解するならば、この資本主義社会における実際の社会関係にとつて、共通する一つの法律的尺度として、市民法は役立つにやまないという性格を、身にまとうことになるであろう。この市民法の非固定性は、もちろん資本主義社会における人々の社会関係にたいして、市民法的秩序づけをなすという、市民法自体のもつ社会的機能から導かれる。人々はじぶん達の社会生活にもとづく諸經驗によつて、けつきよくは市民法にたいする意識にある変化をあたえざるをえなくなる。そしてこれまでと異つた社会的役割や社会的機能を市民法に赋予するというかたちで、実際の社会関係に適合させようとする。こういう人々の市民法にたいする法律思想上の変化にひきつづき、資本主義社会の特定の発展段階においては、市民法的法律制度自体のうえに、ある変化を結果する。市民法の発展は、こういう形態をとつて現象していくことになるだろう。

この市民法の図式的な發展過程は、これまでわれわれが取扱ひ、すでに理解してきた諸事実によつて明らかである。いま問題を整理するために要約しておこう。すなわちこれまで市民法の支柱をなしてきた思想的武器は、開明期における進歩的思想、つまりいわゆる『古典的ヒューマニズム』であつた。この『古典的ヒューマニズム』は、あらゆる形態の封建社会における経済的強制、つまり封建的諸特権にたいする抵抗の精神であつた。この『古典的ヒューマニズム』は、市民法で『自然法』思想という形であらわれている。そして自然法思想は、生産手段にたいする私的（資本主義的）所有制の確立、自由な労働者の形成を実現する慾求を充足するために機能した。従つてとう時において、この自然法思想には、より高い社会への發展にたいする理想がみちみちていた。だから自然法思想はとう時の人々の心をとらえることができるという客観的条件を身にまといつていた。自然法は資本主義的生産關係を展開するために、個人的尊嚴性を表明するという形式で、たしかに法律思想史のうえで、進歩的役割を展開することができたのである。しかし自然思想は一定の歴史的な社会・経済的条件を、物質的基礎とするかぎりで、社会的に一般化したものである。産業資本主義から独占資本主義への發展過程で、この自然法はその存在の物質的基礎を失うようになり、あまりにも古典的なものとなつてしまふ運命を負わされていたわけである。これらの諸事實は市民法自体のもつ法律的構成と法律的性格とが、どんなに抽象的形式と内容とをもつていても、社会・経済的諸条件の変化が、それのもつ社会的機能を失わせることを意味している。資本主義社会における人々の社会關係に、市民法的秩序をあたえるということは、けつして抽象的・形式的なものではありえない。もしもそうであるならば、それはしよせん形式のうえでのことにすぎないであらう。そうすれば市民法はその内容において、支配階級としてのブルジョアジーの思想そのものの法律的表现であることをかくし覆せることはできないはずである。¹⁾ こういう理由で市民法は抽象的・形式的

な法律的形態（外形）をとりつつも、ますます普遍的な法律的形態が、市民法の身につけた特質であるかのようにふるまわざるをえなくなるのである。

(1) F. Engels は『ドイツ・イデオロギー』のなかで、つぎのように述べている。『いまもしわれわれが歴史的過程の把握に際して、支配階級の諸思想を支配階級から切り離し、それを独立化し、これらの諸思想の生産諸条件やそれらの生産者たちについて顧慮することなしに、ある時代にはあれやこれやの思想が支配していたということを固執するならば、したがって思想の根柢に横わる個人たちや世情を省略してしまふならば、たとえば、貴族が支配していた時代には名譽・忠節などの諸概念が、ブルジョアジーの支配の時には自由・平等などの諸概念が支配したということが出来る。支配階級自身は概してこういう風に考えている。とくに一八世紀以来すべての歴史家に共通しているかような歴史観は必然的に、たえずより抽象的な思想が、すなわち、たえずますます普遍性の形態をとつていくところの思想が、支配するという現象につきあたるだろう』（邦訳 ナウカ版 第一分冊四三二ページ）

さて、資本主義社会が産業資本主義から独占資本主義へ、あるいは『平均利潤の法則』の支配している資本主義から『最大限利潤の法則』の支配している資本主義へと発展すれば、事情はまったく一変する。この急激な変化は、われわれがまえに引用した Rudolf Hilferding の『金融資本論』が一九一〇年に書かれているという事実をみても理解できる。Rudolf Hilferding はそのどう時の資本主義の特性として集中の過程をつかみ、それが一方ではカルテル・トラストの形成によつて『自由競争の止揚』⁽²⁾となつてあらわれざるをえないこと。それと同時に他方では金融資本が形成されていく必然性を論証している。事態はここまで進んだのである。⁽³⁾ こういう社会・経済的条件のもとでは、これまで産業資本主義で一般化されてきた経済的自由主義は、独占資本の利益を強化する役割をはたすことになつた。従つてこの経済的自由主義を原理的基礎となしてきた市民法は、もはやこれまでの形態では、この新しい事

態に合致することはできなくなつた。これは市民法の基本的原理に根本的な反省を導くことになつた。こういう事態のもとでは、これまで自明の原理とされてきたものが、いまや自明の前提とはなりえなくなつたことを意味している。つまり市民法の大前提そのものの根拠自体が問題となるわけである。市民法の基礎にあつた大前提そのものに疑問が向けられていけば、必然的につきのような問題が発生する。すなわちこれまで市民法の普遍的な性格を附与していた思考方法そのものにたいする哲学的な反省にまで遡ることになる。それは同時に市民法の規律の対象となつて法律関係のなかに、概念的構成がなされる考え方にたいしても反省の眼が向けられてくることを意味している⁽⁴⁾。こうした反省の結果は、市民法が他の歴史社会におけるすべての法律と同じように、支配階級のために存在し、反人民的性格をもつているという確信にまで到達せざるをえない。これは市民法にたいする反抗が必然的にうみ出されてくる根拠をなしている。このことはいわば市民法自体にたいする認識の論理必然的な発展であるといえるだろう。しかしこうした傾向と同時に、この市民法がいま一つの側面をもつて理解することを可能にする。それは市民法の個々の法条のいづれもが、つねに抽象的規定性をもつて示されていること。しかもこの市民法の個々の法条の意味・内容を具体的に確定するのは、そのときどきの物質的基礎であるということである。市民法の解釈は社会・経済的条件の変移とともに異つてくる。市民法の個々の法条は、表現の同一性にもかかわらず、その意味・内容を変え、従つてそのもつ抽象的性格をますます強化し、濃厚にしていくという傾向性をもつているという点についてである。

われわれがすでに理解したことであるが、この抽象的性格化の傾向性は、ブルジョアジーが封建制そのものと闘うために、すなわちブルジョア革命にプロレタリアートを引きつけるための法律的手段として表現されて以来、一貫し

てとられてきたものである。ブルジョアジーはこの市民法が、同時にプロレタリアート自身の利益にも合致するものであることを、どうしても強調しなければならなかった。これを主張するためには、市民法を抽象化し、一般化してしまふ以外にはない。そういう法律的手法にたよつてだけ、主張することができらう。ブルジョアジーが市民法にそれを要求したのは、封建的諸勢力と闘うために、プロレタリアートの共鳴をよび起すためであつた。それなしにはブルジョアジーはなにも一つ実現することができないという必要性に起因しているのである。しかも市民法がなにかアプリオリの、プロレタリアートの利益をも内在しているかのように主張することができたためには、こうした表現形式をもつて、市民法を規定しなければならぬからである。従つてこれはたんに市民法の形式上のことだけにすぎないのである。資本主義社会がまだ若く・上昇期にあるあいだは、資本主義社会に存在し、つきまとつてきているこの階級的諸関係は、それほどはつきり人々の社会関係にあらわれることがなかつた。しかも市民法が『権利の章典』としての意味をもつていることを、人々はこれまでの封建的社会体制との斗争で理解することもできた。こうして人々はじぶん達が歴史的に経験してきた封建的法律秩序や絶対主義的法律秩序と新しい・この市民法的法律秩序とを対比することによつて、市民法自体のもついわば進歩的性格にだけ眼を向けたのであつた。これは市民法のもつ階級の性格をいんべいすることに、まことに都合がよかつた。それは比較的容易であり、また可能なことでもあつた。たしかに人々は自己の生活を守るために、この『市民法』にたよつて、自己のもつ権利を要求することができるという事態が、現実には市民法のなかに存在するという一時期を経験しえたのである。

(2) Rudolf Hilferding, Das Finanz Kapital, Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus, 1910. (林要訳 金融資本論(一)国民文庫版 一九五五年四月V二三六ページ)

- (3) 新野幸次郎 『資本論』と近代経済学(長谷部文雄・横山正彦編 資本論入門八青木書店 一九五八年九月) 一一四ページ
- (4) 野田良之 註釈学派と自由法(法哲学講座三卷 有斐閣 一九五六年一月) 二二四―二二五ページ

だが資本主義社会も一つの階級社会である。従つてこの資本主義社会には、もつとも深刻な利害と対立の階級関係が現存している。それにもかかわらず市民法は、資本主義社会のすべての人の社会関係にとつて、共通の尺度となつている。この市民法によつて人々はじぶん達の社会関係を規律されている。資本主義社会には商品交換関係の円滑化のために、一つの統一的な市民法秩序が存在しなければならぬ。しかし市民法は資本主義社会における階級関係から遊離することはできない。それどころか市民法は資本主義社会における矛盾そのもからうみ出されたものである。それを前提としてなりたつているからこそ、市民法の変化・新しい市民法秩序の内容の確定それ自体が、はげしい斗争のうちにおかれているのである。⁽⁵⁾ こうした理解から出発するならば、この市民法を現実の社会・経済的条件に即応するように、市民法の個々の法条のもつ意味・内容を確定するには、どうすればよいかという実践的課題が生ずることになるだろう。すでに述べたように、一般的・抽象的な形態をとつて示されている市民法の個々の規定の全体は、第一義的にみれば資本主義社会における生産・再生産の過程の盲目的な・無計画的組織という、資本主義社会の構造自体から生みだされたものである。しかも全体としての市民法は、その実現のための媒介的手段として存在し、機能している。従つてわれわれは、市民法のもつ抽象的規定性のうちに、人々の社会関係を資本主義社会そのものの要求に従つて豊富化し、役立てようとする基本的な企図と関心が、内在せしめられていることができるわけである。その具体化の道すじは、いうまでもなく市民法の解釈とその適用という、法律技術的な操作によつて可能ならしめられている。従つてこの市民法のもつ階級的性格と、それにもかかわらず階級的性格それ自体をいん

べいするため、一般化せざるをえないという必要性とのあいだによこたわる矛盾を、どのようにして解決しようとするのか。それは資本主義社会の歴史的な発展過程において、こんにち実証されているように、市民法の解体とそれともなう社会法の生成ということにすぎないのであつた。市民法の解体とそれともなう社会法の形成は、いわば市民法自体の形式と内容とにおける矛盾の法律制度的な解決のための方策であつた。そのため社会法それ自体が階級の性格をなげすて、新しい次元の法律体系として形成されたことをすこしも意味してはない。社会法は資本主義社会の法律の特殊な表現形式であるにすぎないものである。この項での課題は、いわばそうした点を解明していくことにおかれている。

(5) 川島武宣 近代社会と法(岩波書店 一九五九年一月) 一二ページ

(1) 市民法の分解

周知のように産業資本主義における経済的自由競争は、資本の蓄積と集中をもたらした。そして一定の発展段階で、資本主義経済の主要な・決定的な部門にたいする全般的支配が、独占の手に集中されることになつた。この過程で国家独占資本主義が確立し、発展することになつた。すでにわれわれは一九世紀の終りから二〇世紀のはじめにかけて、資本主義社会が自由競争の支配していた産業資本主義の段階から、それとは異つて、独占の支配する独占資本主義(帝国主義)の段階に移行したことを理解した。この独占資本主義の段階では、これまでの産業資本主義における

それとは異つて、生産が高度に発達し、独占が支配するようになり、産業資本と銀行資本とは癒着し、巨大な独占力をもつ金融資本（独占資本）が形成された。ここでは少数の金融資本（独占資本）が、経済界に君臨するようになってしまつて⁽¹⁾いる。これが大まかにいつて資本主義社会の発展段階をしめす図式的な路線であるといえるわけである。

たしかに先進的な資本主義諸国の現実には、この図式的な傾向を裏証している。しかもこの国家独占資本主義は、すでにわれわれが理解したところであるが、生産の資本主義的な社会化によつて生みだされたものである。その過程は一九世紀末から二〇世紀の初頭にかけて独占体が形成され、独占以前の資本主義が帝国主義のそれに転化する原因となつたばあいと、同一の客観的過程をとつていえるわけである。こういう資本主義社会に生じた資本の蓄積と集中とは、資本主義社会における経済的競争や生産の無政府性という、客観的法則の作用の必然的な結果としてもたらされたものである。これは、資本主義社会における生産の社会性と、生産手段の私的（資本主義的）所有制との基本的矛盾から生じたものである。従つて資本主義社会のもつ社会的・構造的な特色としての生産の社会的性質にもかかわらず、収奪の私的（資本主義的）形式がもち込まれている。独占資本は『最大限の利潤を』獲得するために、自己のもつ経済的諸力を利用する。独占資本は資本主義国家をその手中に握り、国家機関を私物化し、じぶん自身に服従させる。こうして国家機関と独占資本との癒着・融合がおこる。この変化は、逆にブルジョア国家の経済関係にたいする干渉のし方や性格にも変化をおこさせることになる。

この独占資本主義の段階における特色の一つは、資本主義国家がこれまで人々の社会関係にただ消極的に干渉するにとどまつていたのに反して、国有化をふくめて、資本主義国家の経済関係にたいする『統制』が強化されたことである。資本主義国家は人々のあらゆる社会関係にたいして、積極的干渉をなすようになってきた。このことはいわゆる

る国家独占資本主義という経済的形態によつて知られている。このように所有権と統制力をますます国家の手に集中することは、国家権力があいかわらず独占資本ににぎられてゐる限り、独占と独占資本主義における資本主義的制度的存在そのものにとつて、必要な条件なのである。⁽²⁾このばあい、資本主義国家の経済的機能の増大、つまり経済的諸關係にたいする国家的干渉の強化そのものは、独占資本主義の段階における独占資本の支配権の維持と強化にもとづく要求にしたがつて、なされていることはいうまでもない。すなわち独占以前の産業資本主義にあつては、生産は多数の資本主義的所有者のあいだに、分散してなされてきた。従つてそこでは資本の自由な移動のもとに、経済的自由主義が貫徹されていた。つまり産業資本主義は、資本主義の基本的経済法則の表現形態である『平均利潤の法則』が作用している条件のもとで、発展してきたことを意味している。しかしこの資本主義社会は、この社会特有な内的矛盾をもつている。それらの諸矛盾の根本原因はいうまでもなく、資本主義社会の土台になつている生産手段にたいする所有の私的（資本主義的）形式と、生産の社会的性格とから派生している。こんにちの独占資本主義のもとにおいても、この私的（資本主義的）所有は、すこしも否定されない。そればかりではなく、それを土台として、それなしには考えることができない。だから産業資本主義のそれと同様に、商品生産、競争、無政府性、恐慌なしには、独占資本主義は存在することは不可能である。⁽³⁾

さて産業資本主義のもとで資本主義国家は、価格の自由な操作と無制限な経済的競争の条件のもとにあつて、できるだけ多くの剰餘価値を手に入れるために、たがいに経済的競争をなす全資本家の利益を代表していた。そのため資本主義国家の役割は、資本主義全体の発展にとつて、もつとも有利な状態をつくりだすことに限られていた。従つて資本主義国家は資本主義社会における人々の社会關係にたいして、中立性をもつてふるまうことができた。資本主義

國家はその性格のうち中立性がそなわり、いつでもそれにもとづいて行動することが、外見的に可能であつた。しかし事実において、この資本主義國家が經濟的諸分野において、どのような政策をとつてきたかを知つておくことは必要である。とう時の諸政策はそのときどきの社会・經濟的条件に従つて、保護關稅主義あるいわ反對に自由貿易主義に、また労働者階級と勤勞農民を、搾取のきづなぎとめておくことに向けられていた。一口にいつて、これらの諸政策は具體的な社会・經濟的条件のもとで、どうすればブルジョアジの財産と資本主義的生産の一般的条件を確保し、まもりつづけることができるかによつて決定されたものであつた。われわれが市民法の解体の歴史的過程を問題とするばあいには、市民法の人々の社会關係にたいする統制的作用を機構的に保障しているこの資本主義國家の役割について生じた諸變化に、目を向けなければならぬ。資本主義國家は市民法の一般的性格を前提となしているかぎりその身にまといつて階級的な性格をつつみかくさなければならぬ。『夜警國家』から『福祉國家』という、多くの論者によつて特質づけられている、資本主義國家の法理論的移行は、こうした役割にたいして、理論的根拠づけをあたえたものであつた。資本主義社會が封建社會の胎内から生まれ、産業資本主義を急速に發展させていた時期においては、ブルジョアジは經濟的自由主義によつて、これまでじぶん達の利益を實現してきた。この見地から國家の經濟的生活にたいする不干渉の原則を主張した。それが資本主義國家の性格なのだと言張されてきた。一九世紀末にいたるまでの資本主義國家に要求された『夜警國家』は經濟的自由主義という基盤から生みだされてきたものである。しかも資本主義國家のもつこの性格は、こうしたブルジョアジ自身のもつ一般的な要求を満しえたのである。かくしてブルジョアジの資本主義社會における經濟的地位や私的（資本主義的）所有によつて導きだされ、習慣づけられてきたプロレタリアートは、ブルジョアジの思想を自己の思考方法や生活形態として身につけることに

なつた。このすでに形づくられてしまつたプロレタリアートの思想傾向は、ブルジョアジーの支配をつなぎとめる大きな力となつていたのである。

(1) 長谷部文雄・横山正彦編 資本論入門(青木書店 一九五八年九月)四八ページ。

(2) James Heavey/Katherine Hood; The British State, London, 1958, P. 229.

(3) この点について、V. I. Lenin が『資本主義の基本的な土台なしに、純粹の帝國主義はいちども存在しなかつたし、どこにも存在していないし、決して存在することはできないであろう』(レーニン全集二九卷一四四ページ)と述べていることによつても、知ることができるであろう。

たしかに資本主義社会の内部における生産力の発展と、これに照応した生産関係の変化とは、資本主義の一定の発展段階までは、人間の主観的な意識にめだつた・急激な変化を引きおこすことはなかつた。いわば人々の思想は自然成長的な経過をたどつて発展していく。しかしそれはあくまでも一定の発展段階までのことである。つまり生産力が成熟するまでのことである。しかし生産力がそれ以上に発展して、生産力が生産関係と和解しがたい矛盾におちいるようになると、生産関係は生産力の性格にかならず照応するという法則が、客観的に作用することになる。そしてこの矛盾は解決をなす必要にせまられる。これは客観的な要求なのである。この要求は、個々の支配者の搾取や支配階級の個々の抑圧政策などにたいする、不満や要求をよびおこすという形態をとつてあらわれはじめ。こういう事態はやがて意識的な階級斗争を引きおこすまでに発展せざるをえない。そしてその過程で、ふるい生産関係にとつかわるべき新しい生産関係にふさわしい社会的観念・社会的思想・法律観などがうみだされてくることになる。⁽⁴⁾この産業資本主義から独占資本主義への移行を社会的背景となしつゝ、資本主義のいつさいの矛盾は極度に激化することになる。こうしてブルジョアジーは恐慌を予防し、独占体の最大限利潤を確保するために、勤労者の搾取を強化す

る。しかも階級的敵対をやわらげるために、じぶんに従属する国家機関を利用して、人々の経済的生活にますます積極的に干渉させるのである。ブルジョアジーは経済的發展にともなつて生ずる新しい要求にもとづいて、積極的に活動をする。このブルジョアジーの意思を表現する資本主義国家は、いわゆる『福祉国家』として主張されはじめた。こういう主張はいまでは『福祉国家』理論によつて、概念構成されることによつて、一般化されている。この『福祉国家』理論は、資本主義国家が人々の社会関係を、全国民的見地から規制するという経済的機能を、具体的に果たしていると主張されている。しかしたとえそうした主張がなされても、資本主義国家の本質にはすこしの変化もおこらない。資本主義国家はたとえ『福祉国家』であるといわれても、これまでとまったくおなじように、経済的にも政治的にも支配階級であるブルジョアジーの代表者なのである。それは独占資本の最大限利潤を確保するための道具にはかならない。F. Engels は "Eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaft, 1877." (反キョーニング論) のなかで、『……………株式会社 (ヤトラスト) への転化も、国有財産への転化も、資本であるという生産力の性質を廃止するものではない。……………近代国家は、どういう形態をとるにせよ、本質上、資本家の機関であり、資本家の国家であり、觀念上の総資本家である。近代国家がますます多くの生産力を自分の所有にうつせばうつすほど、それはますます現実の総資本家となり、ますます多くの国民を搾取するようになる』⁽⁵⁾と述べている。この F. Engels の述べているように、独占資本は最大限利潤を手に入れるために、国家機関をじぶんに従属させ、人々の社会関係に干渉し、それを利用して、その目的を達成しようとしている。

市民法はいうまでもなく産業資本主義における経済的諸関係にたいする規制的作用をはたすために生成した。そして市民法はとう時の経済関係を反映し、商品交換の部面における平等性や等価性を、市民法のなかに、諸理念として貫

徹させている。市民法にみられた権利主体、法律行為などの諸範疇は、いづれも産業資本主義における歴史的範疇として、現実の市民法の基盤をなしている。つまり市民法における法律的範疇は、それぞれの歴史的条件にもとづく諸事実によつて決定されたところの、法律的イデオロギーから生みだされたものである。しかもこの社会的事実のもととも根底に存在する経済的な存在領域は、資本主義商品社会なのである。しかし現実においては、市民法を・その内容を微細にわたつて検討してみれば、この市民法が不平等な法であることが解る。資本主義社会の商品の生産と交換（G—W—G'）の経済的過程を分析してみるならば、法律的主体間に展開される法律関係は、G—W—G' という経済的な関係を法律的に表現したものである。つまり資本主義的生産によつてうみだされる剰余価値を、商品交換によつてはじめて利潤という現象形態で実現する経済的目的に、直接・間接に奉任している。従つてこの資本主義社会の経済的過程において、ブルジョアジーとプロレタリアートとの利害は対立する。この再者のあいだには、つねに和解しがたい階級的な対立が存在している。そしていつでもまたどこでもはげしい階級斗争がおこなわれている。こうして資本主義社会における経済関係を維持し、擁護することを市民法的秩序の内容となしている市民法が、無階級的・超階級的であるということはできないことも明白であろう。(6) こうした理解は、市民法が産業主義のもとで商品交換という経済的諸関係を規律するために、実際にどのように発展してきたかをみれば明らかである。F. Engels はその "Ludwig Feuerbach und der Ausgang klassischen deutschen Philosophie, 1888." (フォイエルバッハ論) のなかで、このことをつぎのように要約している。『国家と国法とが経済的諸関係によつて規定されるとすれば、私法もまたもちろんそうである。周知のように私法は、その本質上個人と個人とのあいだに現存するところの、そのときどきの事情のもとでは正常におこなわれる経済的諸関係を、ただ認可するだけのものであるからである。しかしながら、こうい

うことのおこる形式は、きわめて種々さまざまである。すなわち人は、たとえば、イギリスにおいてその国民的発展全体と歩調をあわせておこなわれるように、ふるい封建的法律の諸形式を大部分保存しながら、それらにブルジョア的内容をあたえることもできる。それどころか、その封建的名称にぶつけにブルジョアの意義をおしつけることさえできる。だがまた、人は西ヨーロッパ大陸でのように、あの商品生産社会の最初の世界的法律、すなわちローマ法にむごたらしい修正をくわえて、これをたんなる商品所有者のあらゆる主要な法律関係（売手と買手、債務者、契約、債務等）の基礎にすえるといふこともできる⁽⁷⁾。

(4) 経済学教科書 学習講座1 (一九五六年一〇月) 四七〜四八ページ。

(5) F. Engels; Eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaft [Anti Dühring], 1877. (邦訳『フン＝ヘン』選集一四巻上
△大月書店一九五〇年六月▽三〇四ページ)

(6) Старицев, А.К. путь развития советской правовой мысли. Издательство Коммунистической Академии. Москва.

1928 (山之内一郎訳 サウエト法思想の発展過程△大畑書店一九三三年四月▽九一ページ)

(7) F. Engels; Ludwig Feuerbach und der Ausgang der Klassischen deutschen Philosophie, 1885. (邦訳『フン＝ヘン』選
集一五巻下△大月書店一九五〇年一月▽四九六〜四九七ページ)

われわれの研究は、市民法をこうした基本的理解のもとに発展させなければならない。これまで市民法の存立している経済的な存在領域が、ほかならぬ資本主義的商品生産という、特殊の構造をもつた資本主義社会であることを主張してきたのも、そのためであつた。そしてそこから市民法上の諸範疇も、そうした一定の歴史社会としての構造上の特徴をもつ、資本主義社会の抽象化の一つの側面をしめしていると強調してきたのである。つまり法律的範疇は、資本主義社会の思惟形態または思惟規定なのである。いまわれわれは、この市民法の法律的範疇を構成している個々の法

律的概念が、どのような論理構造をとりながら、変移する新しい社会・経済的条件に適應していくかを考察してみたい。まず第一に、市民法における所有権概念について眺めてみよう。こういう資本主義社会の発展のもとずいて、市民法の私的（資本主義的）所有、つまり市民法的な表現としての所有権には、いちじるしい動搖が生ずることになった。これまで商品所有一般は自己の意思にもとずく、いわば自己の人格的延長として、どんな制限にも服さないことが一般的に許容された権利として、つまり『所有権の絶対性』にたいする原理として理解されてきた。こうした理解は、もちろん所有をたんに人間の商品（物）にたいする抽象的な関係として、理解してきたことを意味している。しかし K. Marx がしばしば述べているように、ある社会構成体における生産関係を無視して、所有関係を理解してはならない。人間の物にたいする関係としての所有は、形而上学的・概念法学的な幻想ではありえない。ある所有形態の眞実の性格は、人間の生産関係のうちのみいだされなければならない。しかるに市民法上の所有権の法律的概念は、資本主義社会における生産関係を無視し、たんに法律主体（法人格者）の物にたいする関係だと考えている。従つて、市民法上における所有権は、たんなる物にたいする抽象的な関係として、法律的に概念構成されている。従つて、市民法上の法律的概念としての所有権は、かりにこれを現実の社会関係によつて法律的に構成しようとしても不可能である。抽象的な・一般的な所有権概念には、こうした事態が現存しているのである。いうまでもなく資本主義社会における人々は、資本主義的商品の生産・交換関係に、直接・間接に参加し、そこに人々の関係としての社会関係が結ばれている。所有権概念はこういう社会関係のもつている物質的關係を觀念化してしまい、たんに法律的人格者（人）と『物』（商品）との結びつき・関係として扱っている。つまりそこでは人々の自由意思にもとずいて結びつけられる法律関係として理解する。この法律関係の媒介体として、一つの環を構成している私的（資本主義的）所有そのものは、必

然的に觀念的な構成をとり、一つの法律的事実とならざるをえない。従つて、たえず所有權を人々が事實にしたがつた法律的意思に転化せざるをえなくなる。⁽⁹⁾ しかも独占資本主義のもとでは、こうした私的（資本主義的）所有一般はおおいに弱められ、所有者の支配的地位はいちぢるしく滅殺されてしまつた。⁽¹⁰⁾ すなわち私的（資本主義的）所有は、單純な所持（des blossen Haben）のような外部の支配と全く異つた *Ausnützendurften* が、市民法における所有權概念の絶対性を消失させることになつてくる。そのため所有權は、現実の經濟的關係にあらわれる緊張關係に直接にさらされることになる。⁽¹¹⁾

このような所有權の絶対性にたいする考え方は、現実の資本主義的發展と結びついて、再認識されざるをえなくなる。かつて Anton Menger（アントン・メンガー）は「ドイツ民法（第一草案）の根本原理は、つぎの点にあると指摘した。⁽²⁾ すなわち市民法は、あらゆる物は法律上の例外をのぞいて、個別的な法人格者の所有に属するという考え方から出発している。これは市民法における私的（資本主義的）所有權の原則（Prinzip des Privateigentums）」としてあらわされている。つぎに市民法は、あらゆる市民がじぶん達の結びつけられている法律關係にたいして、原則としてみづからその約定の履行を強制されるという法律的效果をともなつた『物』または給付の義務を負う自由をもつという考え方に立脚している。これは契約自由の原則（Prinzip der Vertragsfreiheit）となつて表現されている。そして個人の財産權は、その者の死後において、法律が特別の例外を定めていない限り、その者自身の指定した人または法律によつて、その者自身の相続人となつている者に移転することのできる自由をもつていと考へる。これは相続權の原則（Prinzip des Erbrecht）としてあらわされている。 Anton Menger は市民法が以上の三点から原理的に組立てられてゐるとしてゐる。

Anton Menger の指摘した市民法の特質と原理は、とう時の産業資本主義の急激な発展を背景として形成されたところの、一九世紀なかばにおけるドイツ・ブルジョアシーの普遍的思想をなしていた個人主義思想にもとづくものというるだろう。そしてその法律学的表現として、普通法学者によつて古代市民法であるローマ法によつて、導き出されたものであつた。⁽¹³⁾しかし独占資本主義のもとでは所有権自体の機能も変化する。こんにち所有権は生産的に使用する義務によつて制限されるという、社会的機能をもつと主張されている。これは所有権がこれまで『使用権と処分権』(jus utendi et abutendi)とつう形で理解されているのと異つて、⁽¹⁴⁾これを意味している。いいかえれば所有権が一般的に使用・収益・処分の三作用をもつものとして理解されてきた法律的概念とは、異つた理解にたつてゐる。しかもこの変化した社会的機能は、しばしば独占資本のもつ客観的目的・最大限利潤を獲得することを志向するという観点から主張されている。これは所有権が所有主体から分離されることを意味している。

- (8) 加古祐二郎 理論法字の諸問題(日本科学社 一九四八年七月)七五ページ。
- (9) 川島武宣 近代社会と法(岩波書店 一九五九年一月)二四〇ページ。
- (10) 橋本文雄 社会法と市民法(有斐閣 一九五七年三月)五四五ページ。
- (11) Hedeman; Grundzüge des Wirtschaftsrecht, 1922, S. 13~15
- (12) Anton Menger; Das bürgerliche Recht und die besitzlosen Volklassen, I Aufl., Tübingen, 1927, 3ff.
- (13) 船田享二 法律思想史(青林書院 一九五六年七月)二六四ページ。
- (14) Georges Gurvitch; Sociology of Law, 1942. (潮見俊隆・寿田茂訳 日本評論新社一九五六年五月 一三八ページ)

第二に、市民法の基本的原理を構成している他の原理、つまり『契約自由の原則』についても同じことがいえるのである。独占資本主義のもとで、商品交換関係の一般的な市民法的規制の法律的形態をなしてきた、この『契約』とい

う法律的形式は、もはやそのままの形態では、現実の諸關係に一致することができない。そのためにこれまでの契約理論についても、やはり新しい理論構成をすることが必要となつてくる。⁽¹⁵⁾資本主義社会における商品と商品の交換關係は、法律的主体（法人格者）間の法律行為という法律的外被をまつてあらわされている。そういう法律的形式をまつて実現されることによつて、商品交換關係という物質的關係は、形而上学的な世界に昇華することができる。しかもそのことによつて、はじめて市民法的保障を獲得する。つまり商品交換關係という經濟的範疇は、いまや法律行為という法律的概念構成を媒介として現象する。従つて、そうした法律的外被をまよえば、市民法による国家的強制のもとにたたされることができるようである。しかもこの商品交換に先行する生産にあつては、それ自体が法律行為としてあらわれる必要がない。資本主義的生産はたんに所有權の行使の過程であるとされる。従つて經濟的觀點から限界づけられている個別化された個々の過程には、それぞれに特有な法律制度が奉仕することになる。ここでは法律制度の奉仕している役割が、いわば法律制度のもつ經濟的機能をなしている。⁽¹⁶⁾市民法におけるこの經濟的な機能を、いわば經濟的側面からとらえるならば、經濟關係の内容矛盾にもとづく運動・發展にたいして、市民法がそのときどきの社会・經濟的条件にしたがつて、促進的作用や阻止的作用をあたえていることを意味している。しかも具体的な發展段階においては、きわめて大きな影響・作用をおよぼしている。従つてこの法律制度のもつ經濟的機能は、法律制度が現に存在している社会・經濟的条件によつて、質的に規制されることになる。そのため社会・經濟的条件が变化するならば、それに従つて市民法の經濟的機能も転化し、新しい經濟的機能をはたすようにかかわらざるをえなくなる。

市民法における契約の法律的形成は、債權・債務という法律的效果を導きだす要因をなしているにすぎない。それ

は法律行為として相互の同意を要件とすることによつて、相手方の同意を引きだすための法律的手段となつている。従つて、すくなくとも相手方の同意さえあれば、金銭を代償として、諸商品を自由に譲渡させることができることを意味している。しかも契約の不履行は、法律的に強制されている。その不履行は、人々の生存のあらゆる物質的基礎を獲得することのできる貨幣によつて、けつきよくは賠償されることになる。これは資本主義的生産が貨幣によつて表現される利潤の追求を目的として、なされるものであることの反映である。資本主義社会における商品交換関係は、私的（資本主義的）所有と価値法則とに支配されている。しかも労働生産物が商品という形態をとつてあらわれてくる。そして商品自体が物質的存在である結果として、相互に対立するところの複数の個人的意思のあいだの、自由な合意を前提として構築されている法律関係としての契約を、媒介契機となす必要が生ずる。つまり法律関係としての契約形式をとることによつて、はじめて経済関係としての商品交換は完結することになる。だから契約は、いわば商品交換関係を人々に社会的現象として認識させ、客観化させるための法律的手段となつている。そのため生産関係の主体と契約関係の主体は、相互に内的関連性をもつている。従つて交換関係（契約関係）に入りこむ人々の意思関係は、資本主義社会の生産関係によつて支配されている。⁽¹⁷⁾そして市民法上の契約関係から派生する特定の権利・義務の関係を現実的に理解していけば、それはつねに対等な個人的意思にもとづく同意とは、まったく無関係に設定されていることがわかるのである。われわれはまえに述べたように、市民法上でつねに自由な意思関係として構築されている契約そのものが、人々の頭脳に映るところの映像にすぎないものだということを理解しておく必要がある。われわれがこの理論構成にたてば、法律関係としての契約が経済的意味での交換関係の眞実の姿、そこにもりこまれていところの姿を、いんべいしていることが理解できることになる。商品と商品との物質的關係を表現している契約関係を、ど

ういう人々がなつてゐるか。それは K. Marx が述べてゐるように、『諸人格が問題となるのは、ただ彼等が経済的諸範疇の人格化であり、一定の階級諸關係および利害關係の担い手であるかぎりにおいてである』⁽¹⁸⁾にすぎない。従つて契約關係の主体は、現実には諸生産關係を構成する経済的諸範疇の代表者、つまり資本の所有者であり、労働力商品の所有者なのである。従つて、われわれが契約關係を、資本主義生産における剰余価値の創出という、資本の運動と結びつけて把えるならば、ブルジョアジーにたいするプロレタリアートの社会的隷屬性を法律制度化するための、法律的手段をなしていることが明白となる。市民法の原理としての『契約の自由性』に要求されている現実的な社会的役割はここにある。こうして契約はこの社会的機能を發揮するために、市民法の個々の・具体的な諸条項のなかで、『契約の自由性』として抽象的な法律的形式を実現することになる。だが市民法上の契約の諸条項のなかで規定されている商品交換關係における自由性は、ブルジョアジーと賃労働者との階級的關係の法律制度的確認にはかからない。従つて『契約自由の原則』の具体的な展開は、事実においては賃労働者がいつまでもじぶん自身の労働力商品を、その価値以下で、資本の所有者に売渡すことを強要されるところの、法律制度的確認となるのである。⁽¹⁹⁾

- (15) 石田文治郎 契約の基礎理論(有斐閣 一九四〇年二月) 一二五ページ以下
- (16) J. Karner (Karl Renner): Die soziale Funktion der Rechtsinstitute, besonders des Eigentums, 1934, S. 19
- (17) 柳春生 パンユカーニス法理論批判(法政研究二五卷 二~四号)五二八ページ
- (18) K. Marx: Das Kapital, Bd. I, s. 8 (長谷部文雄訳 資本論(一)青木文庫版 一九五一年一〇月〇七三三ページ)
- (19) ヘルマン・クレンナー マルクス・レーニン主義における法の本質(一)ソヴェト法学一卷一号(門脇書店 一九五五年五月) 六一~六二ページ

こうして市民法をその存立している基盤である資本主義社会の経済的構成としつかり結びつけて把握すれば、こ

の『契約の自由性』がどんな意味と内容とをもつかは明らかである。このことはつぎの事実によつて、よくに理解することができるであろう。独占資本主義のもとでは市民法の古典的な『契約の自由性』は、伝統的な民法的概念から事実上排除され、契約の内容と条件とを公式化し、定型化するという傾向を強化していることは、事実によつて知られているところである。とりわけこの傾向は、資本主義の全般的危機が深化すればするほどはなはだしい。これらの傾向は、市民法の基本的原理の一つである『契約自由の原則』にたいする修正原理として、一般的に理解されている。われわれが契約上にあらわれるいろいろの修正形態を、具体的な素材として考察すれば、これらの修正がいつでも独占資本にたいする『最大限利潤』の獲得をめざしていることが理解できる。それはさまざまな法律的形式をとつてしめされるが、そうした法律的手段の具体的な諸様相にすぎないことが理解できると思う。⁽²⁰⁾たとえば規制契約 (normierter Vertrag: contrat réglémenté) / 強制契約 (Zwangsvertrag, contrat force) / 締結強制 (Kontrahierungszwang) / 附合契約 (contrat d'adhésion) / 命令契約 (diktiertter Vertrag) / 擬制契約 (contrat fictif) などの、いわゆる『普通契約条項』や『一般契約条項』などとよばれているところの、独占資本主義における商品交換関係の法律的規制の諸形態のいづれもの契約内容と条件とは、独占資本の要求と利益に従つて『定型化』⁽²¹⁾されている。これらいづれの契約形態においても、契約関係の法律的主体である当事者の個人的意思は、すこしもそこに作用してはいない。それはまづもつて確定された市民法秩序を片務的に他方の当事者に押しつけ、その履行を強制している。契約当事者はじぶん自身がおわされ、しかもじぶん自身では変更することのできない市民法秩序を承認し、さらに組織された集団への統合を承認するだけである。⁽²²⁾つまり契約関係はいつでも契約関係の相方に履行を強要している。しかも独占資本はかれら自身の国家の助力によつて、この『契約の自由性』を法律的に紙上のものとなしている。⁽²³⁾こうしてこんにちの独占資本主

義のもとでは、この『契約の自由性』は形式的なものに転化してしまう。それは階級的意味と内容とをあらわし、独占資本の利益に従属させられている。従つて、あれほどブルジョア・イデオログの頭脳によつて神聖化されてきたこの市民法の原理も、いまでは古典的な姿態において理解しうるだけである。そのため『契約の自由性』は、もはや否定さるべき運命を負つたものとなつてしまつてゐる。しかもそれは独占資本自身の手によつて、否定されるであらう。

以上の考察はいづれも市民法における契約に、大きな変化が生じたことを示すものである。つまり『契約自由の原則』は、こんにち市民法の原理としてもつ意味を喪失してしまい、契約法の任意的法規性が、次第に縮限してゐることを理解させる。これは他の側面からみれば、契約の自由な社会関係・自由な商品交換の創設という、独自の性格を喪失してしまつたことを意味してゐるのである。⁽²⁴⁾これらの転化の基礎は、もちろん私的(資本主義的)所有と生産の社会的性格との矛盾の論理的な発展形態のうち存在している。従つて現実には、それ自身資本主義的生産関係の歴史的發展に照応してゐるわけである。このことはいうまでもなく、資本主義的生産関係の内的な諸矛盾が、従つて契約という法律的形式自体が、とう然にそれを反映してゐることをしめしてゐるわけである。こうしてこれらの諸矛盾が尖鋭化すればするほど、資本主義社会そのものの体制的な危機をとまなうことになる。こうゆう資本主義社会の体制的な危機に直面して、契約理論のなかには必然的にそれをくいとめ、克服しようとする修正的原理が導入されてくるわけである。もちろんこの修正的原理といへども、けつして市民法上の契約的類型そのものを廃棄しようものではない。それはけつして市民法上の契約類型と異つた・新しい歴史的段階の契約類型の創出のためとはいへないことはいうまでもない。⁽²⁵⁾

(20) 藤田勇 全人民的所有の運動形態としての計画契約の法的構造(社会科学研究八卷三・四号)一〇〇ページ

(21) 参照 石田文治郎 契約の基礎理論所収 契約理論の転回一〇九ページ以下: J. W. Hedeman: Das bürgerliche Recht

und die neue Zeit, 1919, s. 12ff.: 藤田勇 全人民的所有の運動形態としての計画契約の法的構造 社会科学研究八卷三・四号

一〇〇ページ

(22) ショルジュ・ギルヴィツチ 法社会学 (潮見俊隆・寿里茂訳) 日本評論社一九五六年五月) 一三八ページ

(23) 宮川澄 民法学研究についての一考察 (一) 立教経済研究九卷二号 (一九五六年一月) 一九九〜二〇〇ページ

(24) 我妻栄 債権各論(上) 岩波書店 一九五四年二月 三ページ

(26) 藤田勇 全人民的所有の運動形態としての計画契約の法的構造 (社会科学研究八卷三・四号合併号) 一〇〇ページ

(2) 社会法の成立

市民法はいうまでもなく資本主義社会の商品生産および交換の諸関係にたいして、この社会が要求するところの法的秩序を実現しようとしている。従つて市民法的秩序そのものは、つねに現実的存在として変転している経済的諸関係の实体に依存している。従つてわれわれがこの市民法を把握するばあいには、市民法が成長する基盤にたいして、眼を向けなければならない。⁽¹⁾ところが上部構造の変化は、その土台の変化に直結的に結びつく⁽²⁾というのではない。経済的土台が変化すれば、その上部構造も自動的に・機械的に変化するというわけではない。上部構造の変化は、しばしば土台の変化におくれがちである。いうまでもなく上部構造は、一定の社会的見解と、それに照応する組織や諸制度の統一である。一定の上部構造をうみ出した経済的土台が敵対的であつて、はげしい階級斗争を特徴としているならば、この上部構造も、つねに支配階級が被圧迫階級を従順につなぎとめておく武器として、大いに役立たしめられている。従つて被圧迫階級は、経済的土台に照応する上部構造を破壊することなしには、隷属から自己を解放するこ

とはできない。前記の K. Marx が "Klassen Kampf in Frankreich, 1848—49." のなかで、事実にもとずいて叙述していることは、この点を指摘したものである。上部構造は下部構造のたえざる変化にたちおくれがちである。従つて、この市民法もつねに必らずしも資本主義社会の発展に伴つていゝとはいえない。われわれがこれまでの諸項で取扱つてきたように、資本主義的生産関係の内部に生じた諸変化は、歴史的なそれであり、しかも複雑な過程を経てあらわれる。しかも市民法は、それらの複雑な関係が、支配階級の頭脳を通過することによつて形成されている。つまり市民法は、国家的強制作用をともなつた法律の秩序として固定化され、形式化されている。従つて資本主義社会の発展によつて、その内的矛盾が激化すればするほど、上部構造と下部構造とのあいだの不一致はますます深刻なものに転化せざるをえない⁽⁸⁾。

資本主義社会が独占資本主義の段階にまで発展したという歴史的必然、そしてその歴史的段階においては、この資本主義社会に内在しているブルジョアとプロレタリアとのあいだの階級関係・対抗関係は、すべての事実がはつきりとしめしているように、いつそう激烈なものとならざるをえない。そしてついには社会的実在として、顕在化せざるをえないのである。こういう事態のもとでは、これまでブルジョアの意識を社会意識一般として承認し、うけいれ、それに支配されてきたプロレタリアートの法律的意识にも、多くの変化をもたらすことになる。人々はじぶん自身の社会生活そのものにたいする体験から、じぶん自身のもつ法律的意识を変化させていく。人々は自己の経験的認識にもとずいて、一切の矛盾の根源を理論化し、体系化する。このことによつて資本主義社会そのものを否定するような社会的意識が、プロレタリアートの頭脳のなかに芽生え、これまでの意識にとつてかわることになる、つまり存在が意識を決定するのである。こうして現に人々が生活しつつある社会的諸関係にたいする現実の生活体験は、

やがて一般化されていくことになる。この社会的諸経験の集大成と一般化とによつて、人々の社会的経験は体系化され、そこに理論が形成されるのである。従つて理論は人々が現実生活している社会生活そのものの条件をしめすところの、一つの側面なのである。人々は生活している一定の社会・経済的諸条件を、実際の社会的生活に役立てようとする。そのためにはつねにじぶん達が経験した結果を相互に交換しあい、それを社会的にたしかめあう。そして社会的に実証されたところの事実と一致する理路整然とした観念の体系を樹立していくのである。⁽⁴⁾ こうしてプロレタリアートは、じぶん達の諸経験の体系化によつて形成された理論に導かれて、市民法を理解しようとする。これらでじぶん達をとりまく社会関係を規律してきた『市民法』が、現実にとどのように社会関係を規律しているかを知るようになる。このことは市民法のもつ社会的役割を、具体的な社会関係と結びつけて、理解することを意味している。その結果は市民法にたいして、どのように対処したらよいかを理解することができることになる。I. V. Stalinは『レーニン主義の基礎について』のなかで、つぎのように述べている。すなわち、『理論とは、すべての国の労働運動の経験を一般化したものである。もちろん理論は、革命的实践と結合していなければ、内容のないものとなる。これとまつたくおなじように、実践は、革命的理論がその道をてらさなければ盲目となる。だが理論は、革命的实践と引きはなせないほど、結合して組みたてられるならば、労働運動の非常に大きな力にかわりうる。なぜなら、理論が、理論だけが、確信と、方向を決定する力と、まわりの諸事件の内的関連の理解とを、運動にあたえることができるからであり、理論が、理論だけが、実践をたすけ、げんざいの階級がどのように、また、どの方向にうごいているかということだけではなく、近い将来、諸階級がどのように、また、どの方向にすすむものかを理解させることができる』⁽⁵⁾ からであると。つまり理論だけが人々に確信と将来の方向を決定する力とをあたえることができるのである。

それは理論だけがじぶん達の現在生活している、この資本主義社会に生起するところの諸現象の、相互のもつ内的関連性を、あかみにさらけ出すことができるからである。

- (1) Станбренн, А. К. путем развития советской правовой мысли. Издательство Коммунистической Академии. Москва. 1928. (山之内二郎訳 サウエト法思想の發展過程 大畑書店 一九三三年四月 四九ページ)
- (2) K. Marx: Klassen Kampf in Frankreich, 1848—49, 1850. (邦訳『マルヘン選集』五卷上 大月書店 一九五二年二月 四一—四二頁以下)
- (3) Hugo Sinzheimer: Ein Arbeitergesetz die Idee der sozialen Selbststimmung im Recht, München und Leipzig, 1916. S. 181.
- (4) Maurice Cornforth: The Theory of Knowledge, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. I 1954. (藤野涉他訳 認識論上巻 理論社 一九五六年一月 二二六—二二七頁)
- (5) スターリン レーニン主義の基礎について (スターリン全集六巻 大月書店版 一九五二年五月) 一〇六—一〇七頁

こうして、これまで人々がいだいてきた市民法にたいする理解や、社会関係についての従来の市民法的な考え方はことなる、新しい考え方が生ずることになった。資本主義社会が発展すればするほど、この傾向は強まり、一群の人々の頭脳をしつかりと把えることになる。こうして同一の『市民法』にたいして、ことなつた敵対的な理解が、相互に作用しあい衝突するようになる。これらの現象が発生するのは、現実の法律や法律制度が、人々に要求する社会関係の内容によつてである。従つて人々の生活の物質的条件の發展に依存しているからである。それは人々が市民法をどのように理解し、どううけとるか、一定の条件のなかで生活し、じぶん達の生活のために一定の生産様式に依存し、一定の社会的諸関係をもち、一定の慾求と目的をもつて、一定の行動をなしつつある一群の人々の思推に

よつて決定されるからである。従つて市民法の理解のし方は、人々の生活における物質的条件から、まづたく遊離し独自の発展することはできない。つまり人々の物質的生活の過程から独立した法律思想の発展は、ありえないのである。⁽⁶⁾それは人々が現実の社会生活にたいする社会的経験によつて、これまでの価値体系の構造をみきわめることができるからである。そして、それにもとずいて築きあげられている、いろいろの価値判断の相互関係を、明確にすることが可能となる。このことによつて、人々はどのような価値判断が、特定の価値体系と矛盾しているか、あるいは矛盾していないかを判断する。そしてさらに将来の価値判断の体系を、予見することができることになる。それとともに、どのような価値判断は、どのような価値体系と矛盾し、あるいは調和しているかを、明らかにすることができる。そうすれば、人々はある価値体系の方向へ、市民法そのものを変化させていくことができるだろう。⁽⁷⁾このような意味において、特定の価値判断に基礎づけられた市民法にたいする理解が、重要な役割を演ずるのである。

一九一七年のロシアの十月革命によつて『社会主義法』(ソヴェト法)といわれている新しい法律的形態をもつた法律が形成されはじめた。この『社会主義法』は、自己の運命をみずからの手に握つたプロレタリアートの利益のために存在していた。そしてやがてそれらは、社会主義法律体系として、一つの体系的なそれへと発展していく。このソヴェト法は、こんにちの資本主義社会の全般的危機の深化という条件のもとでは、あらゆる国々の勤労者大衆にたいして、巨大な革命化の影響をあたえずにはおかないだろうことはいうまでもない。このことはソヴェト法がやつと開花した時期においても同じであつた。すなわち、第一次世界大戦の終結にともなつて、一連の国々には革命的運動の、嵐のような増大がともなつた。この増大する革命的昂揚によつて、人々の経済的生活には幾多のはげしい変転が生じた。そしてこの増大する革命的昂揚を社会的背景として、それに脅かされた支配階級は、じぶん達の階級的支

配を維持するために、一時的に退却をなさざるをえなくなつた。こうして一九一八年から一九二〇年までは、労働者階級にたいする多くの重大な譲歩がなされた。この時期は、法律上においていわゆる一連の『社会的諸立法』（社会法）のいちじるしい発展によつて、特徴づけられている。⁽⁸⁾これらの『社会的諸立法』（社会法）の特質は、これまで市民法原理の根幹をなしていた、私的（資本主義的）所有や契約自由などの、法律的諸概念にたいする修正という形であらわされている。これは社会・経済的諸条件の新らしい発展・変化にもとずいて生じた市民法の原理的な動揺によつて生みだされたものである。この市民法の原理的な動揺それ自体は、市民法の形式的な完結性よりも、むしろ実質的な内容の豊富化にたいする現在の諸要求によつて生じたものである。そしてひとたび市民法の内部に原理的な動揺が生ずると、それはやがてこれまでの市民法自体を、体系的に分断させていくことになる。それはじよじよにはあつたが、現在の社会關係に既定の法律的秩序として現実化していく。従つて市民法のなかに従来の市民法体系にとつては異質的な・個別的な社会立法の制定という形態で、ますます発展せざるをえない。ことにこういう傾向は、一連の労働諸關係の部門に、強くあらわれるという歴史性をもつている。ここで樹立された原理は、やがて他の諸部門に、たとえば経済法や社会保障法にも波及していくことになつた。こんにちの社会法体系の構成部分となつている労働諸立法や経済諸立法などは、いづれもそうした実例を提供するものである。かくして新らたな独占資本主義という歴史的段階のもとでこれまでの市民法が、直接に規律してきた法律關係にたいして、これまで通り市民法秩序をあたえるために、市民法の内容とは逆に、ますます抽象的な表現形式を増加させざるをえない。新らしい法律關係に市民法が対処していくためには、市民法は現存の法律的秩序としての妥当性をもち、その意味・内容が、一般の社会的精神に一致するものだとすることを、論証せざるをえなくなる。そうでなければ市民法の適合しなくなつてしまつた事態

を、求済することはできないだろう。これまでの伝統的な法律学ことに民法学では、一貫して、そうした努力がはかられている。しかし、現実の新たな歴史的な社会・経済的条件のもとでは、われわれがしばしば考察してきたように、市民法の意味・内容にたいするあるべき要求にもとずいて、必然的に発展せざるをえない。それなしにはけつして解決することはできないであろう。そのためには、これまでの伝統的な法律学（法解釈学）の立場から一步で、たんなる市民法の個々の法規の論理的解釈だけではなく、市民法に内在するところの意味を、現実の歴史的條件の制約のもとに、新しい形で認識する必要があるのである。それは必然に支配されながら、自由に歴史的條件の側から、市民法を把えることである。自由法学の誕生と、その主張である法の『自由な探究』という意味は、こういうことであつた。⁽¹⁰⁾ いわゆる『自由法学』派という呼称によつて、ひろく理解されている新しい傾向の法律学のもつ意味は、そこにみとめることができる。たしかに一般的にいつて、伝統的な概念法学（法解秩序）にたいする反省として、自由法学が誕生したということは歴史的事実である。だがそれと同時に、実は独占資本の新しい要求は従つて、伝統的な市民法秩序を變質させていくという法律学上の役割をはたしていることも、理解しておく必要がある。自由法学がフランス・ドイツ・イギリスその他の資本主義諸国で、ひろく一般化したという事由は、独占資本主義への移行という社会・経済的条件に、大いに関係づけられているのである。法律学上のそうした転換なしには、この新しい社会・経済的条件のもとに生起する諸問題を、解決することはできなかつたであろう。⁽¹¹⁾ これらの諸事情ともとずいて、自由法学は展開したのであつた。

(9) Maurice Cornforth; The Theory of Knowledge, Dialectical Materialism, An Introductory course, Vol. I 1964

- (藤野涉他訳 認識論上巻△理論社 一九五六年一月√一二二と一二三ページ)
- (7) 川島武宣 科学としての法律学(弘文堂 一九五五年一〇月)七七ページ
- (8) Всесоюзный Институт Юридических Наук Министерства Юстиции ССР, Советское Трудовое Право, Москва, 1949
(山之一郎訳ソヴェト労働法下巻△巖松堂書店 一九五六年四月√三二二ページ)
- (9) 浅井清信 私法学原理(法律文化社 一九五〇年四月)一九五ページ
- (10) 石本雅男 法解釈学と法史学(阪大法学一六号)一三三ページ
- (11) 一円一億 法の解釈と適用(法と政治六巻二号△関西学院大学政治学会 一九五五年二月√)一三八〜一三九ページ

法律学におけるこうした傾向は、後に法社会学をうみだしていく。こういう一連の法律学上の傾向は、いわば市民法自体の解体過程の必然的な所産であるといえる。とう時新らしく形成されつつあつた一群の『社会的諸立法』に理論的な根拠をあたえるための必要、つまり独占資本の諸要求を貫徹させるために役立つた。二〇世紀初頭に生じた自由法学や法社会学などの具体的な発展においては、とう時の階級関係によつて分化していくことはいうまでもない。こうした理解にたてば、その正しい社会的意味を把握するであらう。⁽¹²⁾資本主義社会におけるこういう経済関係の変動は、つねに現実の人々の社会生活に、強力な影響をおよぼさざるをえない。それとともに人々の法律上の諸概念にも動揺が生じ、それを変化させていく。そして現実の法律関係を、従来の法理に従つてはとうてい充分な解決をあたえないものとする。従つて事態の要求には合致できない。⁽¹³⁾プロレタリアートは、これまでの市民法が現実の社会生活と遊離しているために、自己の利益に合致するような諸立法を獲得するように努力しはじめた。独占資本から自己の肉体および精神を保護するための法律的手段としての社会的立法の制定を要求した。これは労働者保護立法の拡大・強化にたいする要求として、端的に示されている。⁽¹⁴⁾こういう法律の見解は、市民法にたいする価値判断を、現実

の歴史的な社会・経済的諸条件や、具体的な情勢についての判断から、出発させ発展させていく。それはこれまでの市民法の法律体系の存続そのものを否認することなく容認しながらも、市民法によつて定立されている個々の法律制度とは異つた法律の見解の定立という方法によつて、漸進的に市民法を解体させるといふ道を押し進めたのであつた。⁽¹⁵⁾ 这样一种法律の見解の発展と、資本主義の深刻な全般的危機からの脱出をはかるために、独占資本は資本主義社会の上部構造をなしている市民法的制度自体を、みづからの手によつて破壊せざるをえないといふ運命をになわされている。こんにちの市民法は、じぶん自身の破滅のときを引きのばそうとするブルジョアジーの、絶望的なあがきを表現しているともいえるだろう。ここではもはやブルジョア的民主主義的方法によつて、それを維持することは困難となつてきている。こうして市民法は、勤労大衆の圧倒的多数の倫理的諸見解との割れ目をますます深めつつある。

この割れ目の深化は、現在政治的生活と階級斗争の歩み自体によつて、プロレタリアートがブルジョア・イデオロギイやブルジョア道德のイデオロギイ的影響から、ますます解放されつつあるといふことからも、不可避的に生ずるのである。⁽¹⁶⁾ 市民法の分解と社会法の形成は、とう時の社会情勢における力関係を表現している。社会法はプロレタリアートの諸要求を、部分的に市民法のなかにとり入れる。それは社会法がけつきよくブルジョアジーのとう面している危機的事態を回避させるために、積極的な意義をもつといふ認識にもとづいて、妥協の産物として形成されたことを意味している。いわばこれらの社会的諸立法の制定は、資本主義的土台の変化を反映したものである。それはけつして資本主義的でないならんかの新しい生産関係が、資本主義社会の胎内に胎生したことを反映しているものではない。⁽¹⁷⁾

独占資本主義のもとでは、市民法自体の予定している相互に独立し、その立場を交換することのできない事態が顕

在化する。ことに労働力商品の販売と購買とにあつては、独占資本主義のもとでの『最大限利潤の法則』に従つて、社会的規模における利益の対立が顕在化する。従つていまやこれらの対立・抗争は、なんらかの社会的な仕方でのみ、解決される以外にはないのである。そのため社会全体の場における要請として、いわばその全体社会の政治的に組織された力として擬制されている国家権力の手によつて、公的な仕方での解決を余儀なくされている。その結果は、国家権力の市民法秩序そのもの⁽¹⁷⁾にたいする保護・干渉・監督などの、一連の積極的作用を、ますます強化させる。

このことはそれだけ資本主義国家のもつ自立性が、相対的に減少してしまつたことを意味している。これを他の側面からいえば、市民法の解体でもある。これが市民法の社会法化、公・私法の融合化の過程である。こうして社会法的法律体系の展開に媒介されて、市民法秩序が政治的現象に直結せざるをえない過程が、進展していくことになる。⁽¹⁸⁾すなわち市民法の解体と社会法の形成という歴史的な法律的事実は、市民法がまつたく廃棄され、それに社会法がとつて代るといふような形態をとつては、けつして解決されてはいかない。それはたんに市民法そのもののいわば法律的な発展または転回が、社会法への推移を具現するという形態においてなされることになる。従つてわれわれがその現象面で理解するかぎり、一応は市民法と社会法とを、その法理の純粹型についてみると、両者はまつたく相拮抗し、反立するような性格をもつていふように理解する。しかしそれにもかかわらず、実は具体的に・現実的にはたしていはる社会的機能からするならば、この両者は相互に浸透し、相連繫しつゝ、協働し合体して、資本主義社会における経済関係を、資本主義的に規律していることを知ることができるのである。⁽¹⁹⁾従つて、これらの法律的規制の諸形態と、これに照応するところの諸理論の転回なるものは、私的(資本主義的)所有そのもの、従つてまた『契約自由の原則』の論理そのものの発展としてつくりだされる諸矛盾の尖鋭化を、反映する現象形態にすぎない。そしてこの諸矛盾の

尖鋭化が、資本主義社会の体制的危機によつてうみ出されたものであるかぎり、資本主義的法律秩序の最後の現象を示すものであつても、けつして市民法そのものを揚棄するものではないことはあきらかである。⁽²⁰⁾

- (12) 浅井清信 私法学原理(法律文化社 一九五〇年四月) 一九五ページ。
- (13) 橋本文雄 社会法と市民法(有斐閣一九五七年 三月) 五四九ページ。
- (14) Всероссийный Институт Юридических Наук Министрства Юстиции ссср. Советское Трудовое Право, Москва, 1949. (山之内一郎訳 ソヴェト労働法下巻) 巖松堂書店 一九五六年四月) 二九九ページ
- (15) 恒藤恭 法哲学の意義と課題(法哲学講座一卷) 有斐閣 一九五六年三月) 二四〇ページ
- (16) М. П. Карева: И Правильность В Социалистичком Обществе, 1951. (胡麻本篤一訳 社会主義社会における法と道德) 巖松堂書店 一九五五年) 一三九ページ
- (17) 長谷川正安 憲法学の方法(日本評論新社 一九五七年四月) 七〇〜七一ページ
- (18) 渡辺洋三 市民法秩序と国家権力(≡) シュリスト NO.173(一九五七年三月) 五五ページ
- (19) 橋本文雄 社会法と市民法(有斐閣 一九五七年三月) 二九四ページ
- (20) 藤田勇 社会主義的所有と契約(東京大学出版会 一九五七年一月) 一一一〜一二二ページ

産業資本主義のもとでのように、たんに市民相互のあいだの利害関係の対立を調整していくという任務が、資本主義的国家の主要な任務となつているあいだは、資本主義的国家の社会関係にたいする関心も、消極的なものでありうるのである。そこでは相互に独立した人々が、じぶん自身のもつ立場を、相互に交換するための諸関係に生起する、個別的な紛争・私的利益の調整をはかればことたりる。しかもその調整は、商品交換の一般的な法則に従つて、自律的になされればよい。それは第一次的には、資本主義社会の内部的な自律に任せ、放任することを原則とする。しかもそのことは同時に可能であり、必然的でもあつた。従つて、そうした社会関係の調整者としての資本主義国家の役

割は、二次的なものであり、消極的なものとどまることができるところがわれわれの考察したように、産業資本主義から独占資本主義への移行期においては、これまでの市民法体系とは矛盾するような、個々の法規が制定されることになつた。それらの諸法規は、市民法が現実の社会関係と一致しない事態に対処するために、いわばこれらの諸矛盾の修正的役割を果することになつたのである。こうした傾向は、ことにいわゆる労働関係についての労働保護立法が、一般的な実例を示している。従つて前記の労働関係にあらわれた労働保護立法 (Arbeiterschutzesetzgebung) をとつても、それが一定の歴史的條件のもとで、資本主義国家の労働関係にたいする規制・干渉という法律的形態をとつているわけである。そして現実の労働者保護は、労働者運動という社会現象にまかされている。いまこの労働保護立法を一つの事例として考察してみよう。資本主義国家は労働関係にたいする法律的秩序形式としては、これまでのような消極的態度をなげすめて、積極的に規制するように変質する時点に到達するようになつた。もちろんこれらの労働保護法は、一般論としては、労働力の保護をはかるために制定されたものだといえるだろう。だから労働力の現実のにない手である労働者自身が保護されるという側面をもつていふことはうたがいない。この労働保護立法の最初の形態は、いわゆる『工場法』と称されているものであつた。⁹¹⁾ もちろん初期にあつては、大規模な企業にのみ適用されたに過ぎなかつた。この『工場法』もプロレタリアートの斗争なしには、けつして現われることはできなかつた。⁹²⁾ 従つてこの『工場法』は、眞の労働者保護へと方向づける法律的形式を、そなへざるをえなかつた。

まゝに述べたように、第一次世界大戦後の革命的諸情勢の増大を社会的背景として、『工場法』のもつ労働者保護の法律的形式は、それにふさわしい内容を確定するという傾向を強化していく。これは市民法にいちじるしい変化が生じるといふ形態であらわれる。それはブルジョアジーが一時的に後退をよぎなくされたことを意味している。その

ためプロレタリアートの増大する諸勢力と、ブルジョアジーは妥協せざるをえない事態にたちいつた。従つてわれわれがとりあげた一九一八年から一九二〇年にかけてのいわゆる『社会法』(Sozialrecht; soziales Recht; droit social; Social Legislation)として、一般的に呼称づけられ、理解されるころの社会的立法は、こうした社会・経済的条件のもとに形成されたものであつた。後になつて、それらは『社会法』として体系的づけられることになつた。そしてこれらにちわれわれがみるように、統一され体系づけられている一群の社会法域が形成されている。これらはいうまでもなく、市民法の原理の解体の基礎になりたつている。市民法の解体は、独占資本主義の新しい社会・経済的条件のもとで、市民法がとう然にたどるべき運命・市民法と現実の社会関係の背離という、必然的な歴史的発展の結果といいうるだろう。こうして市民法の修正的原理の展開として認められる社会法体系は、資本主義社会における社会関係の展開とともに、はじめて確立されていつたのである。⁽²³⁾われわれがとくにこの項の課題となしてきた市民法の解体は、社会法の形成と深くむすびついている。従つてそれら相互の内的関連性なしには、理解することはできない。この項の敘述が、以上のように展開された理由は、そこにあつた。たしかに市民法と社会法とは、同一の社会、つまり資本主義社会の物質的土台のうえに構築されたものである。だが微細にわたつて考察するならば、社会法は資本主義社会の最高の発展段階である、『最大限利潤の法則』の貫徹かかれていた時期に、形成され発展しつつある。従つてそこに市民法と異つて、社会法が社会生活にとつてプラスするところの側面を身につけているという、特質づけの理論的根拠があるわけである。この理解は同時に歴史的事実とも合致するであらう。

(21) これはイギリスの Sir Robert Peel の『The Moral and Health Act 1802』(徒弟および風紀に関する法律)を範として、
諸國にひろまじた工場労働者保護法(工場法や工業条例とごわれてゐる)をあげた。この『The Moral and Health Acts 1802』

場できわめて劣悪な労働条件によつて、酷使されていた労働者とともに少年労働者を保護し、その労働条件を改善しようとする目的をもつて人道主義的見地から制定されたものである。従つてその内容からみれば、近代的労働者保護法というよりも、むしろこれまでの『救食法』的 (poorlaw) 傾向が濃厚であつた。しかしともかく工場労働者を対象となすものであつた (参照 孫田秀春 労働法へ改造社 一九二四二月〇二九ページ〜三二ページ)。そして労働者保護は發展し、*Act to limit the Hour of Labour of Young Persons and Females in Factories, 1848* (工場における青年および女子の労働時間を制限する法律) に到つて、一〇時間労働制が表現された。これは *Factories and Workshops Act; Act to amend the Law relating to Factories and Workshops, 1891* (工場・事業場法) に發展してつた。こうして後に鉱山労働者、海上労働者、農業労働者などに拡大され、それぞれの利益を確保する個別的な特別法が制定され、労働者保護立法として統轄されることになつたのである (参照 日本労働法学会編 労働講座七卷上へ有斐閣 一九五九年三月〇二〇六四ページ以下)。

(22) このことについて I. V. Stalin はつぎのように述べている。すなわち『一つの工場法も労働者達が斗争に転じないあいだは、また政府がかれらの要求を充すべき必要に迫られないあいだは、政府によつて公布されることがなかつた』(全集一卷二九一ページ) のである。

(23) 橋本文雄 社会法と市民法 (有斐閣 一九五七年三月) 一六六ページ

む す び

われわれがこれまでこの論稿のそれぞれの項で取扱ひ展開してきた敘述の順序は、つぎのようであつた。すなわち、まず第一に市民法がいかなる歴史的条件のもとで生成したか。そして第二にそれがどのような歴史的過程と社会的・経済的条件のもとで解体していくことになつたか。そして第三に市民法の解体は、古典的な市民法の原理とどのように対置することによつて実現されていくか。これらの諸点について法論理的な考察を推進めることであつた。そして

て、われわれがそうした諸点について、法論理的な考察をなしていくすべての進行過程において、一本の糸がつらぬかれていた。それは市民法の生成と解体それ自体を、資本主義社会における社会・経済的諸条件の変化の結果として、理解しようとしている点である。そしていわば資本主義社会の経済的土台から市民法を把握し、それを実証しようとなしている点である。これはわたしの法律学上のいわば法論的基礎となつているものである。市民法の正しい理解は、たんなる市民法そのものの法論的解釈だけではできないであろう。市民法の正しい理解のためには、どうしてもいつたん市民法の立脚している資本主義社会の経済的土台にまで下降しなければならぬ。そしてそこから出発して、上降的に考察を推進めることが必要である。こういう法律学方法論上の主張から、市民法の法論的考察の出発点として、一つの仮説として設定したものである。つまりこれらの諸項では、市民法の法論的考察のため設定した仮説を、歴史的考察によつて実証しようとしている点に、力点がおかれてきたのである。従つて、われわれが市民法の生成と解体について、いわば市民法自体のもつ歴史的な発展過程を、直接の課題としてとりあげるばあいにも、こうした視角はあくまでもげんしゆされなければならない。これは市民法が具体的な歴史的條件のもとで、人々の法律関係になにを実現し、達成しようとしているのか。また市民法はそのときどきの資本主義社会の発展段階において、どんな社会的役割をはたしてきたかという点の解明に、力点がおかれることを意味する。

この論稿を構成しているそれぞれの項での敘述は、いづれもできるだけ具体的な歴史的な事実にもとずいている。それは問題となつている事項を検証し、論証していくために構築されたものだからである。この点はこの論稿での論述の進展にしたがつて、すでに気づかれたことと思う。いうまでもなく、市民法のもつそうした社会的役割も、そして市民法が達成し・実現しようとする目的も、社会の発展法則に従つて、資本主義社会が次第に高度なものとなつ

ていけばいくほど、その具体的な社会・経済的諸条件のもとで、必然的な契機として、それが特殊な内容をもつものとして確定せざるをえない。市民法の解体について、われわれが問題となしていくばあいにも、まず第一に市民法のこの新しい社会・経済的条件によつて生じた修正・変更を、法律的形式・法律的形式においてとらえざるをえない。それは市民法の現にもつ法律的形式と、それによつて表現されている実際の社会関係の本質とが、具体的な社会・経済的条件のどのように異つたものであるかを、理解する前提となる。しかし第二にそうした研究から一步前進し、われわれは民法がどんな法律的形式をとつて示されていても、それによつて表現されている実際の社会関係は、生産手段の私的（資本主義的）所有を前提としてなりたつている資本主義的商品の生産・交換関係の維持と擁護におかれていることを、理解する必要がある。これは民法の法律的形式・法律的形式のもつ内容の理解ということである。このいわば形式と内容との矛盾が、けつきよくは民法を変え、そこに社会法が形成され、同時に『社会法の限界性』と一般に呼称されている事態が、社会法にあらわれてくることを理解することのできる鍵をあたえるわけである。この論稿はこういう点からの考察にもとずいている。従つてわれわれはけつして民法のもつ法律的形式として、たんに表現されている市民法の規範から、民法の解体そのものを論理必然的に論証しようとしてははいない。そうした法律学的方法にもとずいて論証しようとするならば、『市民法の生成と解体』は、たんなる法律史的な敘述に終るだろう。われわれは民法が規律しようとしている実際の社会関係の本質から、資本主義社会それ自体の新しい発展段階を社会的背景となしつつ、展開していく歴史的な經驗事実に結びつけて把握しようとするのである。いわばそれを前提条件となしている限り、われわれの仮説ははじめて科学的意味をもつことができるわけである。なぜならば、資本主義社会それ自体は、けつして純粋なかたちで存在することはできない。従つて、資本主義社会の生産諸

関係のなかには、いろいろの諸関係が持込まれており、また持込まれようとしている。そこにはふるい・もはや死滅した封建社会の残存物がなお存在している。それと同時に未来の社会関係を支配するであろうところの新らしい萌芽が、存在しているのである。従つて民法をささえているこんにちの法律的思想のなかには、支配的なブルジョア的律的思想とならんで、先進的な律的思想がつねに発生し、強力なものに転化・発展しつつあるわけである。そして資本主義社会の胎内にうまれたいつさいの先進的な・新らしいものは、やがて発展し、人々の心をとらえ、人々に支持され、ますます大きな力をもつようになるであらう。

いまこの論稿を全体として眺めてみれば、とくに市民法の生成と解体の部分に力点がおかれている結果となつてしまつた。そのため民法の解体とそれに平行して進展していく社会法自体の形成と発展・そしてやがては新らしい・質的に異なる律体系として、この社会法がいかに継承され、消滅していくかについての考察については、論及することがなされてない。そうした点についての考察については、稿を新らためて、後日に期待したい。